

連合神奈川・横浜地域連合

2023年度に向けた
政策・制度要求と提言

回 答 書

横 浜 市

目次

連 合 神 奈 川

「2023年度に向けた政策・制度要求と提言」回答

| | |
|--------------|----|
| 【経済・産業政策】 | 1 |
| 【雇用・労働政策】 | 4 |
| 【福祉・社会保障政策】 | 7 |
| 【社会インフラ政策】 | 10 |
| 【環境・エネルギー政策】 | 12 |
| 【教育・人権・平和政策】 | 14 |
| 【行財政政策】 | 17 |

【経済・産業政策】

1. 新型コロナウイルス感染拡大によって大きな打撃を受けた地域経済活性化のため、地域住民が活用できる消費喚起への支援と特定の企業・業種へ偏ることのない支援策の創出や、地元観光業のためのマイクロツーリズム（市内移動）に対する支援メニューの拡充を検討すること。あわせて、公共交通事業の継続のために必要な支援策を講じること。

＜経済局＞＜文化観光局＞＜都市整備局＞

本市では、「レシ活VALUE」や「レシ活チャレンジ」による消費喚起策を実施するなど、新型コロナウイルス感染拡大によって大きな打撃を受けた地域経済の活性化に努めてきました。また、制度融資による資金繰り支援や、訪問やオンラインによる経営相談、小規模事業者への一時金をはじめ、様々な支援策を実施してきました。引き続き、地方創生臨時交付金も活用しながら、実情に応じたきめ細かな施策をスピード感を持って実施し、横浜経済の回復に向けて取り組んでいきます。

コロナ禍で遠方への移動が制限される中、近場を楽しむマイクロツーリズムに対する関心の高まりを受け、市民や近隣の方々に対するプロモーションを行いつつ、まずは国内旅行需要の回復に力を入れます。ターゲットを近隣県から段階的に全国へ広げることで効果的な誘客を進めます。

既存のバスネットワークの維持に、取り組むこととあわせて、バスのデマンド化や、タクシーの相乗り、新たなモビリティツールの活用など、様々な輸送資源による移動サービスの導入に向けて、施策を推進していきます。こうした移動サービスと、地域の商業施設等との連携によって、より利用者の需要を促すなど、利便性に加え、持続性の高い地域交通施策に取り組んでいきます。

2. 公益性の高い上下水道事業については、自治体における技術・管理人材の確保に努めるとともに、公共サービス事業の持続性・安定性と安全性を担保し、緊急時における自治体間の相互応援体制の整備を促進すること。

<環境創造局><水道局>

本市においては、安全で安心な市民生活を支える下水道サービスの安定的、持続的な提供に努めています。そのために、今後増大する下水道施設の更新需要への対応や危機管理の観点を踏まえ、各種技術研修や公民連携での取組等を通じて、職員の技術の向上等を図るとともに、効率的・効果的な事業執行に取り組んでいきます。

また、持続可能な水道事業運営に向け、水道事業を支える人材育成に努めるとともに、技術継承の担い手となる人材の確保の観点から「水道技術職」の採用を継続していきます。

緊急時には、大規模震災、風水害等緊急時における都県を越えた広域的な相互応援に係る協定を締結しており、これに基づき、引き続き連携を図っていきます。

また、災害時に、日本水道協会、名古屋市等の他水道事業体との連携・協力が円滑に行えるよう、これらの団体と協定等を締結しており、その実効性を高めるため、合同防災訓練等を継続して実施していきます。

3. AI、IoT、ICTなどの活用による社会的課題の解決や産業競争力の向上に向けて、民間企業などにおける研究開発や設備投資がさらに求められることから、特に中小企業におけるDX推進施策を強化すること。また、デジタル技術を活用して仕事を進めるためのスキルやITリテラシーの向上に向け、人材育成のための支援を充実させること。

<経済局>

中小企業のデジタル化に向けた設備導入を後押しするため、令和4年度には「中小企業デジタル化推進支援補助金」を創設し、引き続きデジタル化に向けた取組を支援していきます。

また、I-TOP 横浜の取組を通じてAI・IoT等の先端技術を活用した実証実験の支援等を行い、社会課題解決や新規ビジネスモデルの創出に取り組んでいきます。

さらに、人材育成の観点でも、IT人材の就職に向けた知識・技術の習得に引き続き取り組むとともに、デジタル人材の育成にも積極的に取り組むことで、イノベーション創出や中小企業の経営革新・基盤強化を促進していきます。

4. 2019年9月、台風15号による高波で横浜市金沢区幸浦、福浦両地区で約400社、約750棟が被災し、甚大な被害を被った。こうした事態に備え企業のBCP策定は急務である。しかし、BCPを策定している企業の数は増加してきているが、未だ低水準にとどまっている。特に中小企業に対して策定に向けた啓発を進めるとともに、中小企業の経営安定に向けた支援を行うこと。また、公共調達においてBCP策定を求めるなど、中小企業のBCP策定の動機づけ、支援強化をはかること。

<経済局><財政局>

災害時等の事前対策や初動対応に特化した「事業継続力強化計画」の普及啓発を進めながら、「事業継続計画（BCP）」の策定支援に繋げていきます。

事業継続力強化計画策定に向けた啓発としては、多くの事業者のみなさまが経営戦略の一つとして取り組んでいる「健康経営」との連携、地域工業会会員への周知等、事業継続力計画策定の有効性について普及啓発に努めます。

また、事業継続力強化計画の策定認定を受けた中小企業に対するメリット（税制優遇、低利融資、補助金の優先採択）について、民間企業と連携したセミナーを通じて普及に努めます。

なお、公共調達においては、ほかの施策との整合性を図りながら研究していきます。

【雇用・労働政策】

5. セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場における対策の充実をはかること。あわせてあらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を整備するとともに、職場環境の改善と人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。

<政策局><経済局>

男女共同参画センターにおいて、企業や団体向けに講師派遣等による研修を実施するとともに、ハラスメント相談を受け付けています。これらの取組を通して、引き続き職場におけるハラスメントの防止及び相談対応を行う人材の育成に取り組んでいきます。

また、本市では、働く人の基礎知識を掲載した「ワーキングガイド」を発行し、ハラスメントに関するものを含む労働法制等の周知・啓発を行っています。

さらに、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、ハラスメントに関わるものを含む労働相談・法律相談に対応しているほか、ハラスメントまでには至らない職場の人間関係などの悩み・困りごとの相談にも応じています。「働く人の相談室」では、法律や労働実務の問題をテーマにした「労働実務セミナー」も定期的を開催しており、ハラスメントについても取り上げてきています。

6. 男女がともに仕事と生活の調和を実現するためには、働き方を見直し、男性も含めた労働時間の短縮や、仕事と育児や介護等の両立支援に向けた環境整備が不可欠である。男性の積極的な育休取得を促進し、妊娠・出産や育児などを経ながら男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、企業における両立支援制度等の充実、働き方を見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

<政策局><経済局>

本市では、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス賞」に認定しています。認定にあたっては、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の条文を示し、その内容を遵守しているか確認しています。また、その取組事例を広く周知するなど、ワーク・ライフ・バランスの取組への機運を高めています。

企業向け支援としては、仕事と育児・介護の両立支援をテーマとする対面型セミナーの開催や、一般事業主行動計画の策定及びテレワークの推進等をテーマとしたセミナー動画の配信を通して、多様で柔軟な働き方の周知啓発に努めています。

令和5年度についても引き続き、多様で柔軟な働き方に向けた取組を支援するため、市内事業者の関心事を調査しながら、セミナーを実施します。

また、本市では、働く人の基礎知識を掲載した「ワーキングガイド」を発行し、労働時間や仕事と育児の両立に関するものを含む労働法制等の周知・啓発を行っています。

さらに、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、労働時間や仕事と育児の両立に関わるものを含む労働相談・法律相談等に対応しています。「働く人の相談室」では、法律や労働実務の問題をテーマにした「労働実務セミナー」も定期的で開催しており、労働時間や仕事と育児の両立についても取り上げてきています。

7. 教育現場の労働環境改善のため、策定された「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」にもとづき、教員の働き方改革を引き続き推進すること。特に、教員の多忙化解消に向け、重要となる「在校等時間」による勤務時間の管理や、時間外在校等時間の上限時間の遵守を徹底すること。

<教育委員会事務局>

教職員の働き方改革については、平成30年3月に策定した「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」に基づき、様々な取組を総合的に推進してきました。また、時間外在校等時間についてはICカードによる出退勤管理により、年間を通して教職員の勤務実態を客観的に把握しています。

今後も、教職員一人ひとりの心身の健康、学ぶ時間の確保、そして教員という職業の一層の魅力向上などの観点からも、引き続き、働き方の改善を促すとともに、上限時間の遵守に向けて取り組んでいきます。

8. 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、業況が悪化している業種で働く労働者やパート・有期・派遣で働く労働者などの雇用が脅かされている。不合理な解雇等を防止する観点からも、労働関係法令を周知するとともに、雇用維持のための対応を引き続き徹底させること。

また、若者の雇用・就労の状況も、コロナ禍の影響を大きく受けている。新たな就職氷河期世代を生じさせないためにも若年者雇用対策の強化に取り組むこと。

<経済局>

本市では、働く人の基礎知識を掲載した「ワーキングガイド」を発行し、労働法制等の周知・啓発を行っています。

また、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、解雇に関わるものを含む労働相談・法律相談等に対応しています。「働く人の相談室」では、法律や労働実務の問題をテーマにした「労働実務セミナー」も定期的を開催しています。

若年者雇用対策の強化については、「横浜市就職サポートセンター」において、インターンシッププログラムや参加者への個別相談の実施のほか、国や県を含む適切な就労支援機関・事業の案内を行うなど、各種プログラムによる就職支援を行っています。また、ハローワーク等と共催で若年者を対象とした合同就職面接会を開催し、就業機会を提供していきます。

【福祉・社会保障政策】

9. 介護支援が必要になった場合の具体的な手続きについて住民の理解が進むよう、地域包括支援センターの認知度向上のための十分な情宣を行うこと。あわせて新たな介護の課題とされるダブルケアや、いわゆる「ヤングケアラー」・「若者ケアラー」に関する実態調査を行うとともに、支援が必要と考えられる方には行政から積極的に働きかける「プッシュ型」の支援に取り組むこと。なお、実態調査については今年1月に行われた厚生労働省の調査と同様な内容で、調査結果を比較・検討することができるようにすること。

<健康福祉局><こども青少年局>

地域包括支援センターについては、介護が必要となった場合など、いざという時にすぐに身近な相談先としてイメージできるよう、地域包括支援センターの効果的な広報を、引き続き実施していきます。

また、ダブルケアについては、地域ケアプラザにおける「介護者の集い」等を通じて、情報提供や相談、介護者同士の意見交換等を行い、介護者の孤立予防や介護負担の軽減を図っています。

ヤングケアラーについては、本市における実態を把握するため、令和4年6月から7月にかけて、市内の公立学校に通う小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象に、学校を通じて、アンケート調査を実施しました。また、今後の取組としては、普及啓発のためのリーフレットの作成や、フォーラムの開催等により、社会的認知度の向上を図ります。令和5年度以降の支援については、調査結果や有識者等のご意見を踏まえ、具体的な支援策を検討・実施していきます。

10. 児童手当や小児医療費助成などの子育て支援制度については、世帯主の所得により支給の有無が判断されているため、世帯収入や子どもの人数などの諸条件による不公平が生じている。子ども・子育て支援制度については、地域間格差や子供の成育環境などに関わらず一律の制度とするよう見直しを進めるとともに、国への要望を行うこと。

<こども青少年局><健康福祉局>

児童手当については、世帯主の所得により支給の有無が判断されるものとなっていますが、国が定めた法令・規則等に基づき、支給要件、給付内容等も全く同一とした、全国民を対象とする単一の制度となっております。

また、将来を担う子どもたちの健やかな成長を図るため、小児医療費助成事業を拡充し、安心して医療機関を受診できる環境を整えたいと考えております。

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」では、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指しています。引き続き、将来にわたり安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、子どもたちの健やかな育ちを守る取組を充実していきます。

11. 新型コロナウイルス感染症対策についてはウイルスの特性を見極め、その特性に応じた適切な対策を国、県と連携して迅速に行うこと。あわせて、今後の感染症対策の基本的な考え方を示すこと。

また、ウイズコロナ・アフターコロナ社会を見据え「地域医療構想」の再検討を行うとともに、引き続き、感染症病棟などを設置している指定医療機関や衛生研究所・保健所の体制強化をはかること。

<健康福祉局><医療局>

令和4年9月26日以降、保健所ではオミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で届出対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めています。今後も国、県と連携し、感染症対策を進めるとともに、国の感染対策のあり方の検討状況も踏まえ、対応していきます。

(衛生研究所及び)保健所の体制についても、同様に国の検討状況等を踏まえながら、適切に対応していきます。

また、新興感染症等への対応は、医療法の改正により「医療計画」に位置付けられることになっています。地域医療構想については、基本的な枠組みを維持しつつ、引き続き、県と連携し、着実に取組を進めています。

12. 介護職場等の労働環境改善などによる離職防止対策を喫緊の課題とした人員の確保と人材の育成をはかるため、賃金を含めた抜本的な見直しを行うこと。また、新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者が発生した場合、サービスの提供自体が危ぶまれる現状にあるため、利用者はもちろん、職員も安心して働くことができる職場環境を構築すること。

<健康福祉局>

介護人材については、第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画においても引き続き①新たな介護人材の確保、②介

護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として取り組んでいくとともに、介護職員処遇改善加算等の制度活用を促していきます。令和4年10月からは、介護職員の収入を3%程度引き上げる措置を講ずるため、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されました。

また、介護サービス事業者を対象に、ハラスメント対策を強化する内容の基準を令和3年度から加えたところです。労働基準関係法令については、集団指導講習会等の際に周知を行うなど、今後も必要な対応をしていきます。

介護現場への支援については、感染機会を減らしつつ、介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援する「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」などを実施しています。

引き続き、介護事業所等に対して必要な支援を実施していきます。

13. 2020年度から5ヵ年の子ども・子育て支援事業計画の推進にあたり、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の趣旨に沿って、支援を必要としている人のニーズを把握するとともに、ニーズに応じた一時保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育を行う施設の充実をはかること。

<こども青少年局>

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の推進にあたっては、学識経験者や子育て支援者等から構成される「横浜市子ども・子育て会議」において、毎年度の取組状況について点検・評価を行うなど、子ども・子育て家庭のニーズを踏まえて、きめ細かく子ども・子育て支援施策を推進しています。

本計画では、ニーズ調査に基づいた「量の見込み」及び「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）を定めています。今年度は計画期間の中間年に該当し、令和5年度・6年度の2年分の「量の見込み」及び「確保方策」の見直しを行っています。

引き続き、事業計画に基づき、一時預かりなど、多様な保育・教育ニーズへの対応をはかります。

【社会インフラ政策】

14. 既存の社会インフラの維持管理にあたっては、安全対策の観点から、維持管理用ロボットの導入、IT技術の活用などにより、設備の破損や事故の未然防止をはかること。また、上下水道、橋、道路、標識など社会的インフラの維持と長寿命化・老朽化対策として、将来の人口減少の推移に応じて、持続性・安定性を担保すると共に優先順位をつけて整備すること。

<財政局>

横浜市公共施設等総合管理計画に基づき、将来の人口や財政を見据え、公共施設（社会インフラ、公共建築物）の規模・数量、質、コスト等の適正化を図ります。また、計画的な保全（点検・修繕）により、効果的な予防保全・長寿命化を推進するとともに、新技術等を活用した点検手法の導入などによるメンテナンスの高度化・効率化を図っていきます。

15. ICTの活用により情報通信手段の確保や情報提供のあり方など、情報の発信や収集に関わる総合的な取り組みを推進し、市民の自主的避難能力を向上させること。

<総務局>

本市では、災害情報・被害情報などを、一元的に収集・集約できる危機管理システムを整備しており、避難指示などの情報発信について、同システムを用いて、Lアラート（放送事業者等への情報発信）・防災情報Eメール・緊急速報メール・yahoo!防災速報・ツイッター等で発信できるようにしているほか、ホームページ・FAX・戸別訪問・広報車などの手段も用いています。

また、令和3年度末には、190台の防災スピーカーの整備が完了し、さまざまな手段により、確実な情報収集・発信に取り組んでいます。

さらに、ハザードマップによる危険性判定、避難場所の開設状況や経路確認、一人ひとりの避難行動計画であるマイ・タイムライン作成等の機能を備えた避難支援アプリの実証実験を進める等、市民の避難行動を支援するための取り組みを進めています。

16. 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、生活に必要不可欠な地域公共交通の維持・確保に対する各種支援施策を拡充させること。特に山間部などに関しては、地域振興と一体となった維持対策をすすめること。

<都市整備局>

横浜都市交通計画（平成20年3月策定、平成30年10月改定）では、誰もが移動しやすい地域交通の実現を政策目標として掲げています。関係機関や交通事業者等と連携しながら、既存のバスネットワークの維持に加え、医療、福祉、子育て等の多様できめ細かなニーズにも対応するため、ドア・ツー・ドアの移動が可能なタクシーの利便性向上や、地域内の企業や商業施設、福祉施設等と連携した多様な担い手による移動サービスの導入など、様々な取組を進め、地域のニーズに適した地域交通施策の推進に繋げていきたいと考えています。

【環境・エネルギー政策】

17. 2050年脱炭素社会の実現に向けて、市は「Zero Carbon Yokohamaの実現」を踏まえた計画の進捗状況の確認と施策の効果を検証すること。また、産学官の連携による環境技術開発等について支援を行うとともに、進捗状況の確認を行うこと。あわせて市内や企業において、実施・計画されている地球温暖化対策の有効な取り組みについて情報発信を行うこと。

＜温暖化対策統括本部＞＜経済局＞

横浜市地球温暖化対策実行計画に基づき、市域の温室効果ガス排出量等を毎年度、定量的に把握・公表するとともに、本計画の各対策の進捗状況を確認し、毎年度、報告書を取りまとめて公表します。脱炭素化やSDGsを持続可能な経営や新たな成長戦略に位置づけ、国や産業界等と連携して脱炭素イノベーションの創出に取り組むとともに、市内事業者の円滑な脱炭素社会への移行を支援する取組を進めていきます。

また、市内中小企業の脱炭素経営に向けた意識啓発を行うため、「脱炭素ガイドライン」を作成し、業種別の取組や市内企業の先進事例の紹介を行っています。セミナーやメールマガジン等で普及啓発を行うなど、様々な機会を通じて情報発信を行っていきます。

18. 太陽光発電・小水力発電などの再生可能エネルギーの普及を促進すること。普及促進にあたっては、環境性はもとより、経済性や供給安定性等を総合的に検討すること。

あわせて公共施設の取り組みとして、省エネルギー設備への転換促進をはかるとともに、非常災害時に備え、自家発電設備などの自衛措置の充実に努めること。また、家庭の取り組みとして、省エネ・高効率の電気機器への買い替え促進に取り組むこと。

<温暖化対策統括本部><建築局>

再生可能エネルギーの普及促進に向けては、広域連携による再エネ供給を推進します。また、太陽光発電設備・蓄電池の導入や再エネ電気への切替を促進するため、神奈川県をはじめとする近隣の自治体等と連携したキャンペーンなどを実施し、市民・事業者の皆様の再エネ導入に向けた取組を進めます。

既存公共施設の取り組みとしては、改修工事などの機会に、省エネ効果が高いLED照明や空調設備機器などを順次導入しています。

また、非常災害時に備え、自家発電設備などの非常用機器は優先的に更新するなど保全の充実に努めます。

家庭の取り組みとしては、本市の温室効果ガスの家庭部門での排出量が多い特徴を踏まえ、九都県市で連携して実施している省エネ家電買替キャンペーンなど、温暖化対策実行計画の重点取組に位置付けた脱炭素型のライフスタイルの浸透に向けた取組を推進し、市民の皆様の変容を後押しします。

19. 食品ロスを削減し、循環型社会環境を実現するため、食品リサイクル制度の普及啓発を図ること。併せて賞味期限に関する商習慣の緩和に向けて、引き続き関係者への啓発に取り組むとともに、消費者の理解を深めるための広報活動に取り組むこと。

<資源循環局>

食品ロスの現状や食品ロス削減、食品リサイクルの取組について市民・事業者に対し、イベント等を通じ積極的に広報啓発を行っていきます。

商慣習見直しについては、国が進捗状況等をウェブサイトで情報発信しており、こうした国の動きを踏まえ、機会を捉えて市民・事業者の理解を深める広報や啓発に取り組めます。

【教育・人権・平和政策】

20. 国家の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組み、市民への世論喚起の充実に取り組むこと。

<市民局>

北朝鮮による日本人拉致問題の啓発として、内閣官房拉致問題対策本部事務局が主催する事業の周知協力のほか、神奈川県や県内拉致被害者家族支援団体との協働による市民向けの啓発イベントを毎年開催しています。

引き続き、関係機関と連携しながら、拉致被害者等の一日でも早い帰国の実現に向けて、市民への啓発に取り組んでいきます。

21. 教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保と、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフなどの人的措置を更に推進すること。また、教員の欠員を確実に補充するための人材確保に向けた施策を早急に行い、子どもたちの学びを保障すること。

<教育委員会事務局>

教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちが安心して学校生活を送るためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがチーム学校の専門職として、教職員とともに支援を行う必要があります。両専門職に期待される役割は非常に大きいものがある一方で、現状の滞在時間では十分な支援を行い難く、支援の質の向上等の課題もあります。今後は、増え続ける児童生徒の抱える課題に対応するためにも、管理・育成体制強化による支援の質の向上や平準化、人員拡大等による各学校の滞在時間増など、さらなる体制の強化について検討を行っていきます。

また、職員室における事務的な業務をサポートする職員室業務アシスタントについては、令和元年度より全小中義務教育学校に配置していますが、更なる配置については、国の動向を踏まえ対応を検討していきます。

教員の確保については、採用試験の受験者数を増やすために、選考方法の改善等を進め、意欲や能力等を備えた教員の計画的な採用に引き続き取り組んでいきます。また、欠員対策としては、臨時的任用職員・非常勤講師等の募集情報を SNS 等でも積極的に PRするとともに、社会人や遠方の方をター

ゲットにした休日やオンラインでの登録会も実施するなど、多様な確保策に努めています。

22. 市内米軍基地機能の整理・縮小・返還、日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地における航空機騒音の解消等について、引き続き神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体及び関係自治体との連携をすすめ、基地周辺住民の不安解消をめざし、安全で快適な生活を送れるよう国に要請すること。特に、新型コロナウイルスなど感染症対策での米軍人軍属への国内と同等の対策適用は、市民の健康を守るために切実な課題であり、国に対して確実な改善を求めると同時に、状況に応じて、市から直接現地米軍責任者に徹底を申し入れること。

<政策局>

米軍施設の整理・縮小・早期返還等について、神奈川県基地関係県市連絡協議会の一員として、引き続き国に要請していきます。

米軍機の騒音問題等米軍施設に起因する諸課題についても、引き続き神奈川県及び県内基地関係市と連携しながら、国に対して適切な対応を求めています。

感染症発生時における必要な措置のあり方については、広域的な視点で取り組むべき課題であることから、神奈川県基地関係県市連絡協議会の一員として、引き続き国に要請していきます。

23. 政府の「第5次男女共同参画基本計画」の基本理念に基づき、男女平等参画・ジェンダー平等に関する施策の実効性を把握し、その結果に関する点検を行うこと。点検結果については市民に周知し、必要な施策の改善に取り組むこと。

<政策局>

男女共同参画行動計画で掲げた取組を推進し、各施策の実施状況等を明らかにするため、毎年報告書を作成して市ホームページで公表しています。引き続き、外部有識者等により構成される男女共同参画審議会からの意見も踏まえ、必要な施策を推進していきます。

24. 市民生活の尊厳と平穏を守る観点から、ヘイトスピーチ規制の実効ある施策及び条例化の取り組みを進めること。

<市民局>

ヘイトスピーチ解消法や横浜市人権施策基本指針の趣旨に基づき、国や県、県警察などとも連携して、差別のない、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、取組を進めていくとともに、市内での状況などにも注視しながら、必要な施策を検討していきます。

【行財政政策】

25. 成年年齢の引下げによる18歳・19歳の未成年者取消権喪失に伴い、悪徳業者からの被害拡大が懸念されている。市として成年年齢引下げに伴う被害が拡大することのないよう十分な注意喚起を行うとともに、国・県と連携し実効性のある施策を速やかに実現すること。

<経済局>

成年年齢引き下げに係る取り組みについては、昨年度、各区の主要駅等で啓発物品を配布する若者向けキャンペーン（合計400回程度）を実施するなど、民法改正前から様々実施してきました。

令和4年度も、市内小中学校、高等学校、特別支援学校等に弁護士等の専門家の講師を派遣し、成人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブルとその対処法について学ぶ消費者教育出前講座を継続して実施しています。

今後も消費生活総合センターに寄せられる相談の受付状況を注視しながら、教育・啓発の事業を進めていきます。

26. デジタル・ディバイド対策や不正防止等に留意しつつ、指定された場所以外での投票も可能とする電子投票制度の導入に向けて具体的な検討を進めること。また、それまでの間、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、海外赴任者などの選挙権を保障するため、郵便等投票制度の手続きの簡素化および対象者の拡大を行うこと。

<選挙管理委員会事務局>

投票所に行かなくても投票ができるインターネット投票は、選挙人の投票参加の促進に資するものと考えています。

しかし、インターネット投票には、ご指摘いただいているデジタル・ディバイド対策や不正防止等へのセキュリティ対策、システムダウン対策などの課題があります。現在、国では、在外投票での実証実験を行っていますが、その導入には、様々な課題があるため時間を要するものと聞いています。

今後も、インターネット投票に関する国などの動向を注視していきます。

また、郵便等投票制度の対象者については、現在、要介護5などの方に限定的に認められています。これまでもその対象範囲を拡大するよう、20政令指定都市の選挙管理委員会で組織する指定都市選挙管理委員会連合会として、国に要望しました。今後も引き続き、対象者拡大に向けて働きかけを行っていきます。

27. デジタル技術の活用による行政サービスの見直しにより、市民生活の利便性向上やデジタル・セーフティネットの構築につなげ、新たなデジタル行政基盤を指向すること。その上で、特にマイナンバーの運用にあたっては公正・公平な社会基盤として必須であることについて、国と連携し市民への周知を進めるとともに、個人情報の厳格な保護、なりすまし防止、また個人情報保護委員会の機能強化など、市民の不安を払拭するための個人情報保護策を引き続き講じること。

<デジタル統括本部><市民局>

本市では、令和4年9月30日に策定した横浜DX戦略に基づき、行政のデジタル化に取り組んでいきます。

また、マイナンバー制度は、行政手続において行政機関間で情報連携を行うことにより、国民の利便性向上及び行政運営の効率化を図り、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。このことについて、市民の皆さまから理解が得られるよう、個人情報の適正な管理を確保しながら、国と連携して引き続き周知を行っていきます。

28. 消費者による悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントの防止に向けて、倫理的な消費者行動を促進するための施策をさらに推進すること。また、カスタマーハラスメントに関わる実態調査等を行い、対策に関する研究等をすすめること。

<経済局>

倫理的な消費者行動の促進に向け、引き続き、消費者市民社会の形成を目指した教育・啓発を推進していきます。また、カスタマーハラスメントの防止に向けた消費者教育については、国の動向を注視しながら研究していきます。

29. 公契約は地域で働く者の適正な労働条件の確保や、その大部分を受注する中小企業と地域で暮らす住民、そして自治体などのステークホルダーに好循環を生み出す仕組みである。県は、すでに公契約条例を制定している自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積等を進め、条例制定の必要性を検証し、公契約条例の制定に向け取り組みを推進すること。また、公契約条例制定の自治体はその効果を検証すること。

<財政局>

労働者の皆様の労働条件を守ることは大変重要であると考えています。これまで、過度な低価格競争を防止する対策を実施しており、令和4年度も9月に工事の最低制限価格等の引上げを行い、委託については来年度契約から最低制限価格の引上げを予定しています。

引き続き、関係団体の皆様のご意見を伺うとともに、他都市の公契約条例をはじめとする様々な取組を参考にしながら、労働条件を守るための環境整備に取り組めます。